

問い合わせ先

(EY India 駐在)
山口 哲男・松田 博司
早坂 周子・本山 禎晃

(EY Japan 駐在)
城市 武志

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

hiroshi.matsuda@in.ey.com

shuko.hayasaka@in.ey.com

sadaaki.Motoyama@in.ey.com

joichi-tksh@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2016 年 9 月号

1. 【税務】GST 導入のための 2016 年憲法修正法案が国会両院で可決
2. 【税務】GST 導入により想定される影響領域
3. 【税務】運送業者に対するサービス税の適用範囲に関する明確化
4. 【税務】物流業界における GST の概要
5. 【社会保障】日印社会保障協定発効後に受けるペネフィットと課税判定



EY

Building a better
working world

インドが 1991 年に経済自由化へ舵をきって四半世紀が経過しました。そして本年 8 月 15 日、独立記念日式典の演説で、モディ首相は、「改革、実行、変化」を促進し、実績につなげていくことをコミットしました。今や低迷する世界経済の中で、インドはその牽引役として期待されています。本稿では、最重要改革である GST 動向を多く取り上げました。今月から、業界毎の GST インパクトを取り上げます。今月は物流業界です。また、間もなく、社会保障協定発効後のベネフィットと課税判定も取り上げました。

1. GST 導入のための 2016 年憲法修正案((第 101 次改正)が国会の両院で可決

2014 年第 122 次憲法修正案は、2015 年 5 月 6 日に下院(ロク・サバー) を通過しましたが、正式な修正を経た同法案が 2016 年 8 月 3 日によく上院(ラージャ・サバー)で全会一致で可決されました。その後、8 月 8 日に下院により当法案の修正点が可決されました。

この度のモンスーン国会にて両院により可決された主要な修正点は下記の通りです。

- ▶ GST に関する GST 法の制定権限を国会と州議会へ付与
- ▶ 各種税金を GST へと集約
- ▶ 州またぎ取引や商業における GST の課税や税収
- ▶ GST 協議会の設置や役割
- ▶ 中央政府や州政府の課税項目リストの修正
- ▶ GST 導入に伴う州政府の歳入減の補填に関する規定
- ▶ 中央政府と州政府による特定の石油製品における課税や税収の継続

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。 [Please click here to access the alert.](#)

2. GST 導入により想定される影響領域

GST 導入による影響は多岐にわたり、必ずしも有利なものばかりではありません。ここでは、不利な影響も含め、主なものを列挙します。

有利な影響	
CENVAT クレジット	現在、CENVAT クレジットが認められない以下のものが認められるようになる - 出荷後の運送サービス等のクレジット - 商取引を行っているため、控除できないクレジット
法定フォーム	フォーム C/F/H のような法定フォームは廃止される
GST 下での節税	全体としてクレジットできる範囲は拡大 州間の購買に州またぎ税(CST)はかからない
入域税	統合されるので、コスト削減につながる
不利な影響	
運転資本への影響	原材料の購入やサービスの受領により高い税金となるので、運転資本に悪影響 -在庫移動に IGST の課税

リバースチャージ	国内サービスへのリバースチャージによる課税は継続される見込み 当該コンプライアンスは州により異なる
法律の変更	法律の変更の影響を取り扱う明確な条項や方法が規定されていない 長期契約の場合、法律の変更の影響
関連者間取引	関連者間取引は、取引価格について調査の対象になりやすく、長期 にわたる訴訟のもとになるかもしれない
コンプライアンス	GST 体制下で包括的な報告要求による追加のコンプライアンスと面 倒なレポーティング
取引価格	事前の契約によるディスカウントや、請求書上のディスカウントの み、取引価格から除外される

3. 運送業者に対するサービス税の適用範囲に関する明確化

間接税中央委員会 (CBEC) は、通達を発行し、インドからインド国外への貨物輸送に関し、仲介業者もしくはプリンシパル(当事者)として行う貨物輸送がサービス税の適用範囲に関して明確化を行いました。

当該通達において、運送業者がプリンシパルとして機能し、インド国内の場所からインド国外への貨物輸送である場合、サービス対象外であると明記されています。

一方、実際の貨物輸送はサービス提供地規則 (PoPs) 10条に基づきサービス税の対象外となるのに対し、貨物輸送がエージェントとして機能する場合はサービス税の対象となります。

CBECの通達は、輸出輸送業務に対する運送業者のサービス税の適用範囲について待望の明確化を行ったこととなります。課税判定や不要な訴訟を回避するため、運送業者の役割と責任を契約書で明記する必要があります。詳細はこちらのリンク先をご覧ください。 [Please click here to access the alert.](#)

4. 物流業界における GST の概要

今月から GST の影響を業界毎に取り上げます。今月は物流業界です。

GST 課税 – 主な 概念

- ▶ 供給：物品とサービス両方の以下に対する供給に課されるGST
 - 第三者に対する供給; 又は
 - 同一法人内の複数登記されている本支店間の供給
- ▶ 供給地：供給がインド国外/州内/州間であるかにより決定する
 - インド国外：インドGSTの納税義務なし
 - 州内：
 - 関連する州における登記義務
 - 中央GST+各州SGSTの納税義務
 - 州間：
 - 出荷元の州における登記義務
 - IGST(統合GST)課税

供給地 (PoS: Place of Supply)			
取引内容	現行シナリオ 提供地 (PoP: Place of Provision) に基づく	モデルGST法 供給地 (PoS: Place of Supply) に基づく	
		サービス受領者がGST 登記済み	サービス受領者がGST未 登記
国内輸送	物品の出荷先	サービス受領者の所在地	物品の引渡し場所
国際輸送	物品の出荷先	サービス受領者の所在地	物品の受渡場所
荷揚げ/荷降ろしおよび関連サービス	サービスの提供地	サービス受領者の所在地	サービス受領者の住所記録のある所在地、もしなければ供給者の所在地
倉庫からの出荷	倉庫の所在地	サービス受領者の所在地	サービス受領者の住所記録のある所在地、もしなければ供給者の所在地
倉庫管理サービス	倉庫の所在地	サービス受領者の所在地	サービス受領者の住所記録のある所在地、もしなければ供給者の所在地

- ▶ 現行のサービス税体制下において、提供地 (PoP) はは物品の出荷先である為、GST体制下における供給地の規則における変更は、運送業者に対する課税の見解を抜本的に変えることになる。

GST - 物流業界における主な影響

- ▶ 物流、倉庫サービス業者の事業戦略の変更
 - 現在、全ての州をまたがる倉庫を活用した長距離のサプライチェーンは、税務の最適化戦略として、財務的な観点から業界全体に選好されている。
 - GST体制下において、倉庫管理や物流の意思決定が、税務の効率性から、業務や物流の効率性重視へシフトチェンジ
 -
- ▶ 多段階式課税を(ある程度)排除することになり、サプライチェーン全体にわたって、仕入税額控除に対するシームレスなフローを実現
- ▶ インド全土において、物品の供給に対する全体の取引税額の減少
- ▶ 貿易障壁(税金その他)の削減に伴う、効率性の向上
 - 最適な資産活用
 - 道路輸送におけるペーパーワークの減少
- ▶ GST は全ての輸出委託業務(航空便と船便)を通じた国際貨物に課税される。
- ▶ 現行税制とは異なり、サービスに対して評価規則が導入されたため、関連会社との取引は独立企業間価格で行う必要
- ▶ 同一法人内のサービスも供給として認識され、課税対象

5. 日印社会保障協定発効後に受けるベネフィットと課税判定

協定発効が近づいてまいりました。ここで発効後に受けられるベネフィットを確認するとともに、インドにおける納税義務を概概要説明します。以下の日本年金機構のリンク先もご参考ください。

[適用証明書交付申請書](#)

[適用証明書\(見本\)](#)

[日印社会保障協定の注意事項](#)

二重負担の解消

- ▶ インドの積立基金と年金基金への拠出を免除(二重負担の解消)

掛捨ての解消

- ▶ インド派遣期間終了時、積立基金制度から一時金として還付を受ける資格がある

保険期間の通算

- ▶ 2014年8月31日までに加入した従業員は、年金制度から一時金/月次年金として給付を受ける資格がある

雇用終了時(帰任時)に給付の支払いを受ける権利(例)

従業員の分類	積立基金	年金基金
2014年8月31日までに加入した従業員 加入期間を通算し、10年以上	以下を一時金として還付 ▶ 給与の12%(従業員負担) ▶ 給与の3.67%(雇用主負担) ▶ その利子	給与の8.33% 退職後の年金給付 あるいは PF当局は、年金基金への拠出額 (雇用主負担)を一時金として給 付する可能性あり
2014年8月31日までに加入した従業員 加入期間を通算し、10年未満	以下を一時金として還付 ▶ 給与の12%(従業員負担) ▶ 給与の3.67%(雇用主負担) ▶ その利子	以下を一時金として給付 給与の8.33%の年金基金への拠出 額(雇用主負担)
2014年9月1日以降に加入した従業員	以下を一時金として還付 ▶ 給与の12%(従業員負担) ▶ 給与の12%(雇用主負担) ▶ その利子	

積立基金/年金制度から給付を得るための手続

従業員のインドの銀行口座に支払 (A)	従業員のインド国外の銀行口座に支払 (B)	雇用者のインドの銀行口座に支払 (C)
申請に必要なフォーム: ▶ 積立基金からの給付: Form 19 ▶ 年金制度 - 一時金として給付: Form 10C 月次年金として給付: Form 10D 申請に必要なその他の書類・ 情報: ▶ パスポートコピー(ビザのページ含む) ▶ 現住所 ▶ 使用済み小切手のコピー ▶ 関連する会計年度全ての Form 3ASのコピー	▶ (A)のケースで要求されるすべての書類・情報 ▶ 請求フォームに海外の銀行口座情報を記載 被用者積立基金機構 (EPFO) は2014年10月20日付け通達において以下の内部手続を追加: ▶ 地方事務所は申請書をデリー地区事務所に転送する ▶ デリー地区事務所はインドステイト銀行(State Bank of India)を通じてインド国外に送金するための内部手続を行う	(A)のケースで要求されるすべての書類・情報 雇用者を通じて給付請求する場合に追加で求められる書類: ▶ 雇用者が代理で支払いを受けることの委任状を従業員から入手 ▶ 雇用者が受領した金額を従業員に支払うことを確約する書面を雇用者が作成(2名の立会人が必要)

給付を受ける際の従業員に対する課税判定

- ▶ インドでの勤続期間が5年以上の従業員による給付金の受給 (Rule 8, Part B, Schedule IV of IT Act): **非課税**
- ▶ インドでの勤続期間が5年未満の従業員による給付金の受給

還付の内容	課税判定
PFへの従業員拠出分の還付(給与の12%)	非課税
PFへの雇用者拠出分の還付	給与所得として課税
(A)に対する利息 - 従業員拠出分	その他の源泉所得として課税
(B)に対する利息 - 雇用者拠出分	給与所得として課税
年金基金からの一時金	給与所得として課税

- ▶ 派遣を終えてインドを出国した元駐在員に対しても、課税所得報告のための確定申告が追加的に必要となる

コメント

8月31日時点で、GST導入のための憲法修正法案が14州で承認されました。2017年4月導入を目指し、8月3日に発表されたロードマップで、30日以内に16州での承認を目指していましたが、法制化へ向けて順調な滑り出しをみせているといえます。それに伴い、明年4月導入の可能性が日々濃厚となる中で、影響を正しく評価し、リソース配分を戦略的にプランニングすることが今求められています。私どもは、GST導入時の混乱と負荷を軽減するため、御社のナビゲーターとなるべく、日々GST情報をアップデートしております。お気軽にご相談ください。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。